

サイクルピット及びファミリー個室ピット利用規約

令和4年9月20日制定
ジャンボフェリー株式会社

第1条(適用範囲等)

1. 本利用規約は、ジャンボフェリー株式会社(以下「当社」という。)が運航する船舶内に設置された「サイクルピット」及び「ファミリー個室ピット」(以下合わせて「ピット」という。)の利用及び輪行袋に入れない自転車を客室に持ち込む旅客(以下「自転車持込旅客」という。)に適用されます。
2. ピットは、乗船中の旅客が自らの管理の下で自転車を駐輪するためのスペースを提供することを目的として設置されたものであり、当社が自転車をお預かりするサービスではありません。ピット内での自転車の固定及び施錠は自転車持込旅客が行うものとします。

第2条(免責)

1. 船内移動中又はピット内の自転車及びその積載物・付属装着物(以下「客室内自転車等」という。)は、自転車持込旅客が自ら責任をもって管理するものとします。
2. 当社は、客室内自転車等の盗難、紛失又は毀損については責任を負いません。
3. 当社は、自転車持込旅客が、他の旅客(他の自転車持込旅客を含む。以下同じ)の行為又は客室内自転車等に起因して被った損害、その他船内で発生した当社の責に帰し得ない事由に起因して被った損害については責任を負いません。
4. 当社は、自転車持込旅客が、自らの行為又は客室内自転車等に起因して他の旅客に与えた損害については責任を負いません。
5. 当社は、自然災害その他不可抗力による事故については責任を負いません。
6. 当社は、自転車持込旅客と他の旅客とのトラブルについては責任を負いません。双方で話し合いにより解決して下さい。
7. 当社は、トラブル処理に際する代車、タクシー等の費用については責任を負いません。
8. ピット内の整理又は安全のために必要があると当社が判断した場合、客室内自転車等を他の場所に移動する場合があります。当該対応により生じる自転車の汚損、破損、故障その他の不具合・損失について当社は責任を負いません。

第3条(利用可能な自転車)

1. ピットを利用することができる自転車は、ロードバイク(スリックタイヤを履いたトップチューブを有する構造の自転車であって下表の基準に該当するものをいう。)に限ります。

全長	全幅	全高	タイヤ幅	総重量
1750mm 以下	450mm以下	1100mm以下	32mm以下	10 kg以下

※自転車の積載物、付属装着物を含めた状態で計測

2. 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断した自転車は、ピットを利用することができません。

(1)ピット内の固定装置に固定できず、転倒の恐れがある構造の自転車

(2)積載物、付属装着物等の接触や落下によりピット内の設備又は他の自転車の損傷を発生させるおそれのある自転車

(3)船内の安全若しくは衛生を害し又は汚損するおそれのあるものを積載した自転車

(4)本体、タイヤ及びその積載物・付属装着物が泥や砂等で著しく汚れている自転車

第4条(利用方法)

1. 輪行袋に入れない自転車を客室に持ち込む方は、事前にその旨を電話又は発券窓口にて申告するものとします。

2. 輪行袋に入れない自転車を客室に持ち込む方は、ピットの仕様を事前に確認し、自己管理であることを理解した上で乗船して下さい。

3. ピットの利用には事前の予約及び所定の料金の支払いが必要です。

4. ピットを利用できない自転車は輪行袋に入れずに客室に持ち込むことはできません。ピット以外の客室に輪行袋に入れない自転車を持ち込むことはできません。

5. ピットの利用は1人1台(ファミリー個室ピットは1室2台)までです。

第5条(遵守事項)

自転車持込旅客は次の各号に掲げる事項を遵守して下さい。

(1)本体、タイヤ及びその積載物・付属装着物が泥や砂等で汚れている場合は、客室内及びエレベータ内に入る前に、雑巾やウエス等で汚れを十分に落として下さい。

(2)客室内及びエレベータ内では自転車を降りて移動して下さい。

(3)船内で自転車を移動させる際又は自転車を固定する際は、周囲の安全を確認し、他の利用者又は第三者、自転車、船内設備等に接触しないように十分注意して下さい。

(4)ビンディングシューズを履いている方は、ビンディングカバーを装着するか又はビンディングシューズを脱いで備え付けのサンダル・スリッパに履き替えて下さい。

(5)自転車から離れる際は、ご自身でピット内の固定装置にきちんと固定し、必ずカギをかけて下さい。貴重品はご自身で管理して下さい。

(6)積載物や付属装着物は落下の危険がありますので、取り外して携帯して下さい。

(7)船内で油やシンナー類を含んだスプレーやグリス等は一切使用しないで下さい。

(8)ご不要になった物やゴミは、ピット内に放置せず、ご自身でお持ち帰りください。

(9)前各号に掲げるもののほか、ピット内に掲示されている注意事項に従い、他の旅客の迷惑にならないよう行動して下さい。

2. 自転車持込旅客は、乗下船その他船内における行動に関し、船長又は当社の係員が輸送の安全確保と船内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

せん。

3. 船長は、前項の指示に従わない自転車持込旅客に対し、下船を命じることがあります。

第6条(不正利用)

1. 次の各号に掲げる場合は不正利用とみなし、警告書の貼付、自転車のチェーン施錠、自転車の移動及び撤去、警察又は海上保安庁への報告等の措置を取らせて頂きます。
 - (1) 所定の料金を支払わずに利用した場合
 - (2) 駐輪スペース外に駐輪した場合
 - (3) 複数の駐輪スペースにまたがって駐輪をした場合
 - (4) 駐輪スペースをはみ出して駐輪した場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、本利用規約に違反した場合
2. 前項に該当する場合その他当社が不正な利用方法と認めた場合には、その利用者は当社に対し、利用料金のほか所定の違約金をお支払い頂きます。

第7条(自転車持込旅客の賠償責任)

1. 自転車持込旅客は、次の各号に該当する場合、その損害を賠償して頂きます。
 - (1) 本利用規約に違反した場合
 - (2) 故意又は過失により船内を汚損させ、又は船内の設備、機器等を破損させた場合
2. 前項に規定する損害には営業機会の損失による損害を含みます。

第9条(管轄裁判所)

ピットの利用及び自転車持込旅客に関する紛争については、神戸地方裁判所又は神戸簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上